

第4章

避難拠点の 6つの役割

役割1 水・食料の配給拠点となります

飲料水

- ・災害が発生した直後は、各学校に備蓄してあるペットボトル飲料水、受水槽の水、応急給水用資器材（スタンドパイプ）による給水のほか、給水所や近隣の応急給水槽、防災井戸の水を飲料水として利用することができます。
- ・1日1人3リットルの飲料水が必要とされ、各避難拠点に配水用の給水袋が備蓄されています。
- ・各避難拠点で断水が継続している場合には、他の自治体などの給水車の協力により、飲料水の応急給水を行います。
- ・給水所の水が道路の寸断などにより運べないときは、ろ過器を使用してプールの水を飲料水にすることができます。

生活用水

- ・洗濯用やトイレ用などの生活用水を確保するため、各避難拠点に「学校防災井戸」を設置しています。停電していても備蓄倉庫にある発電機につなぎ、電動で水をくみ上げることができます。

食 料

- ・道路状況などにより、食料などの物資の供給が円滑に行えないことを想定して、当座の食料品として、クラッカーやアルファ化米1日3食分を備蓄しています。その他に乳児のために調製粉乳を3日分備蓄しています。
- ・電気やガスの供給が遮断しているときに、炊き出しなどを行ったり、湯を沸かすために、かまどセット（薪や木炭も使用可能）、煮炊き用バーナーを備えています。
- ・食料は、区が1日分を備蓄し、それ以降分については都が備蓄、調達することとなっています。



役割2 避難生活を支えます

- ・自宅が倒壊の危険があるなど、自宅で生活できない方は避難拠点で生活していただくことになります。
- ・避難生活の場所の確保はもちろんのこと、毛布、敷物などの必需品や組み立て式トイレ、発電機、投光器なども備蓄しています（区で備蓄しているものは、必要最低限のものです）。各家庭でも備蓄を行ってください）。
- ・自宅が無事な方も、ライフラインや物流が停止している場合には、地域の防災拠点である避難拠点を頼ることとなります。避難拠点の必要物資数を集計する際には、避難者だけでなく、在宅避難者も合わせて報告ください（p.72登録カード例では「宿泊の有無」のチェック欄を設けることで、在宅避難者を登録するようにしています）。



解説

避難者の収容人数については、約77,000人が避難することを想定しています。98の避難拠点1か所当たり700人分の物資を備蓄しているほか、集中備蓄倉庫にも備蓄しています。この想定は、東京都の被害想定のうち、区の被害が最大となる値にしています。

役割3 復旧・復興関連情報を提供します

- ・無線機（音声・FAX）を各学校に配備しています。通常の電話などによる連絡手段が絶たれた場合でも、職員が収集したり区民から寄せられた地域の被害状況を、情報拠点校を経由して、区の災害対策本部へ送ることができます。電気・電話が復旧したら、避難拠点と災害対策本部が直接情報のやりとりを行うようになります。
- ・区の災害対策本部からは、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧状況や、道路・鉄道などの交通情報、ゴミ・し尿・がれき処理に関する情報、天気予報などを提供します。
- ・掲示板などを使い、情報を提供します。
- ・災害が発生したときは、正しい情報をつかむため、テレビやラジオをつけましょう。災害時はデマなどが流れやすいので、区や報道機関からの正確なお知らせを聞いてください。
- ・区では、大地震の発生や避難のお知らせなどを、無線放送塔を通じて行います。震度5弱以上の地震が発生した際の放送は、日本語のほか英語・中国語・韓国語で行います。普段は、無線放送塔の試験をかねて「夕べの音楽」を放送しています。



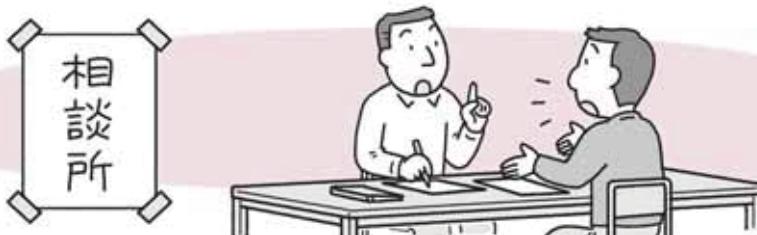
役割4 簡単な手当てや、健康相談を行います

- ・簡単な手当て用に、ガーゼ・包帯・担架等を備蓄しています。
- ・避難拠点のうち、10校に医療救護所を設けます。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い重症者・中等症者を医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行います。
- ・発災後4日目以降に医師の巡回により、避難拠点で簡単な治療や健康相談を行います。



役割5 被災者のために相談所を開設します

- ・仮設住宅のあせん、心に受けるストレスのケア、ボランティアのあせんなど、避難生活や通常の生活の再開に関する相談のための窓口を避難拠点に開設します。



役割6 救助などの要請を行います

- ・避難者等から寄せられた情報により、行方不明者の捜索や救助のため、避難者の中からボランティアを募ったり、防災会等に協力を依頼します。
- ・地域の防災会などでは不足する場合、他の地域の防災会などに協力を要請します。
- ・消火や人命救助のために、専門的な技術を必要とする情報が避難拠点に寄せられた場合は、無線などを使って災害対策本部へ連絡します。災害対策本部は救助等の協定を結んだ団体や、公的機関へ出動を要請します。
- ・人命救助を行うときに資器材が必要となることから、土木業・建設業などの団体と協定を結んでいます。また、緊急物資などを運ぶ車(緊急車両)が通る道路に、家屋などが倒れていたり車が止まっていた場合、それを除去する協定も結んでいます。

